屋外広告物とは

屋外広告物法では「屋外広告物」を次の4つの要件を満たすものとして定義しています。

① 常時又は一定の期間継続して表示されるもの
② 屋外で表示されるもの
③ 公衆に対して表示されるもの
④ 看板・立看板・はり紙・はり札や広告塔・広告板・建物などに表示・設置されたものやこれらに類するもの

- 営利を目的とする商業広告だけでなく、非営利的なものであっても、これら4つの要件をすべて満たしているものであれば、その表示する内容の如何にかかわらず「屋外広告物」となります。
- 文字で表示されていない絵、写真等も含まれます。
- 建物や塀の外壁などに直接ペイントされた文字、絵等も含まれます。

屋外広告物の例

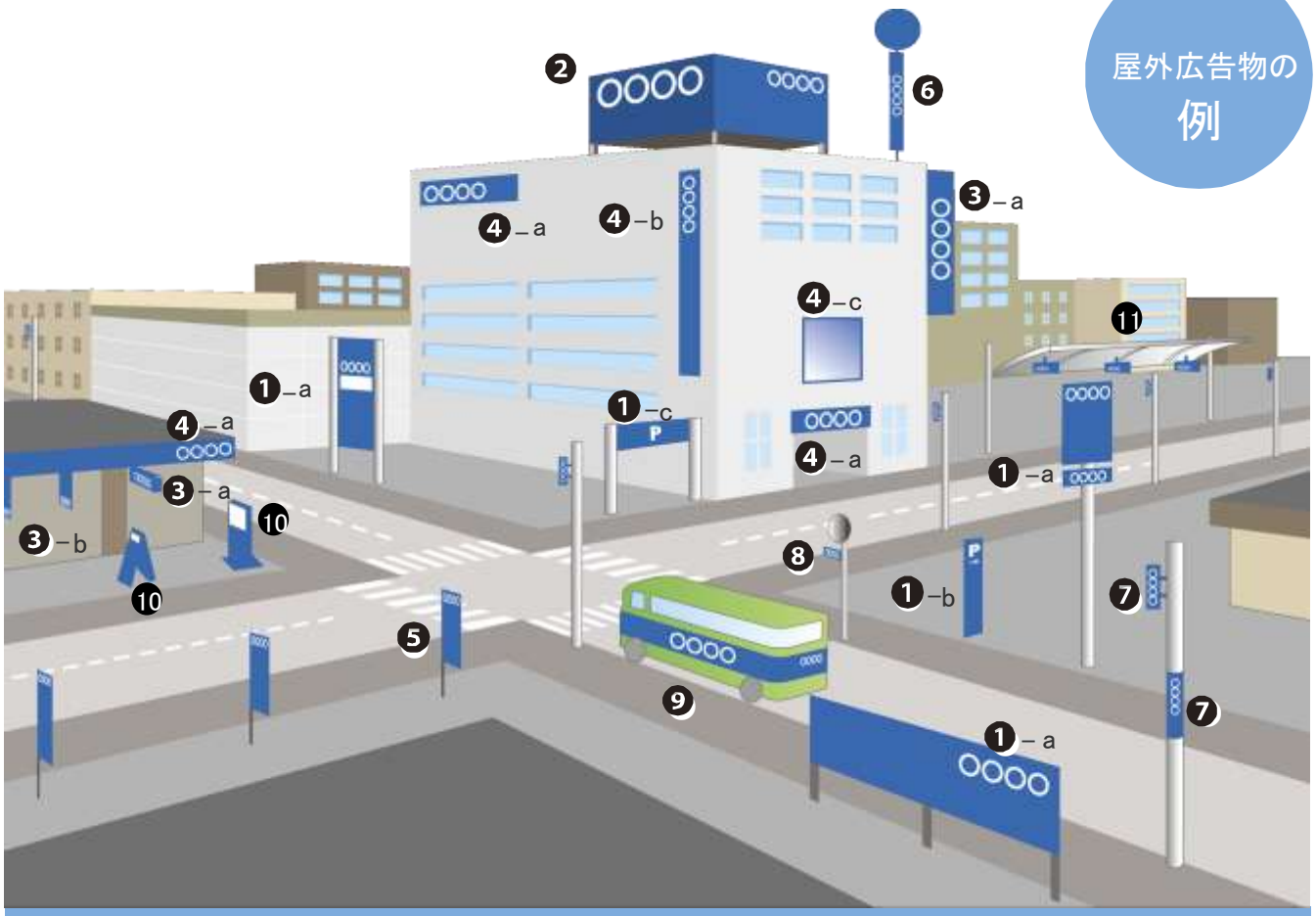

❶–a 野立広告　❶–b 野立広告(駐車場誘導サイン)　❶–c 野立広告(ゲートサイン)　❷ 屋上広告　❸–a 突出広告(袖看板)
❸–b 突出広告(旗)　❹–a 壁面利用広告　❹–b 壁面利用広告(懸垂幕)　❹–c 壁面利用広告(大型ビジョン)
❺ 広告旗(のぼり)　❻ アドバルーン　❼ 電柱利用広告　❽ 消火栓標識柱利用広告　❾ 乗合自動車広告(ラッピングバス)
❿ 置看板　⓫ アーケード吊り下げ広告

●屋外広告物に含まれないもの

・街頭などで配られるビラやチラシなど
・建物の内部に表示したもの
・駅の構内(改札口の内側)など特定の人に対しての表示や、建物により閉鎖された中庭などに向かって表示されたもの何らの概念、イメージなどを表示していないもの
・有体物に投影しない単なる光のみのもの